

## 全国農業協同組合中央会定款

制定 昭和29年11月15日  
改正 平成14年4月1日  
改正 平成17年4月1日  
改正 平成17年8月18日  
改正 平成19年3月29日  
改正 平成20年3月27日  
改正 平成22年3月29日  
改正 平成26年9月17日  
改正 平成28年4月28日

### 目 次

第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	事業（第7条－第11条）
第3章	会員（第12条－第16条）
第4章	経費分担（第17条－第19条）
第5章	役職員及び顧問（第20条－第31条）
第6章	総会（第32条－第44条）
第7章	理事会（第45条－第48条）
第8章	会計（第49条－52条）
第9章	総合審議会（第53条－第56条）
第10章	教育審議会（第57条－第60条）
第11章	雑則（第61条）
附 則	

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この会は、農業協同組合意識の昂揚を図り、全国の農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の運営に関する共通の方針を確立してその普及徹底に努め、もって組合の健全な発達を図ることを目的とする。

#### （名称）

第2条 この会は、全国農業協同組合中央会という。

#### （地区）

第3条 この会の地区は、全国の区域とする。

#### （事務所）

第4条 この会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、従たる事務所を東京都町田市に置く。

(公告の方法)

第5条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員又は代議員に通知し又は日本農業新聞に掲載するものとする。

(会員に対する通知又は催告)

第6条 この会の会員又は代議員に対してする通知又は催告は、会員名簿又は代議員名簿に記載し、又は記録したその会員又は代議員の住所に、その会員又は代議員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、この定款に期日の定めのある場合には、その期日までに到着するようにこれをするものとする。

3 第1項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

## 第2章 事業

(事業)

第7条 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合の組織、事業及び経営の指導

(2) 組合の監査

(3) 組合に関する教育(中央協同組合学園を設置して行うものを含む。)及び情報の提供

(4) 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停

(5) 組合に関する調査及び研究

(6) 前各号に掲げる事業のほか、この会の目的を達成するために必要な事業

2 この会は、組合に関する事項について、必要に応じて関係行政庁に建議する。

(都道府県中央会の指導及び連絡)

第8条 この会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県農業協同組合中央会(以下「都道府県中央会」という。)の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行う。

2 この会は、前項の事業を行うために必要があると認めるときは、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

(模範定款例の制定)

第9条 この会は、組合の定款について、模範定款例を定めることができる。

(報告の徴収又は資料の提出)

第10条 この会は、第7条第1項第1号の事業を行うため、必要があると認めるときは、組

合に対し、その組織、事業又は経営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

#### (監査規程)

第11条 第7条第1項第2号の組合の監査は、総会の決議を経て定める監査規程によってこれを行う。

2 この会が前項の監査規程によって行う監査については、組合は正当な理由がないのにその監査を拒んではならない。

### 第3章 会 員

#### (会員の資格)

第12条 この会の会員は、正会員及び准会員とする。

2 この会の正会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 都道府県中央会
- (2) 都道府県中央会の正会員たる組合
- (3) 組合（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 農林中央金庫

3 この会の准会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 他の法律により設立された協同組織体たる法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、その直接又は間接の構成員が主として農林漁業に従事する者であるもの
- (2) 組合の発達を図ることを目的とし組合の行う事業と同種の事業を行う公益法人で、その直接又は間接の構成員が組合であり、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会の目的達成に寄与すると認められるもの
- (3) 他の法律により設立された第1号及び第2号以外の法人で組合の行う事業と同種の事業を行い、かつ、その事業活動の範囲が全国に及ぶもので、この会に加入することが適当であると総会で認めたもの

#### (加入)

第13条 前条第2項第1号又は第2号に該当する者は、この会が成立したときはすべてこの会の正会員となる。この会が成立した後において同項第1号又は第2号に該当するに至った者についても同様とする。

2 前項の場合には、都道府県中央会は、その定款、住所、代表者の氏名及びその成立年月日又はその正会員たる組合の住所、名称、代表者の氏名及び当該都道府県中央会の正会員となった年月日を、遅滞なくこの会に書面をもって届け出なければならない。

3 前条第2項第3号若しくは第4号に該当する者又は准会員たる資格を有する者で、この会の会員になろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添えて、この会に提出しなければならない。

- (1) 定款（財団法人にあつては寄付行為）又はこれに代わるべき書類

(2) 加入についての総会（財団法人にあっては理事会）の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面

(3) 代表者の氏名及び住所を記載した書面

4 この会は、第2項の届出があったとき又は前項の加入の申込みを受けた場合においてその加入を承諾したときは、会員名簿に記載し、又は記録するとともに書面をもってその旨を当該正会員又は加入申込みをした者に通知するものとする。

(資格変更の申出)

第14条 会員は、前条第2項若しくは第3項の規定により届出をし若しくは提出した書類の記載事項に変更があったとき又は会員たる資格を失ったときは、直ちにその旨を書面でこの会に届け出なければならない。ただし、都道府県中央会の正会員たる組合については、当該都道府県中央会がこれを行うものとする。

(脱退)

第15条 第12条第2項第3号若しくは第4号の規定による正会員又は准会員は、60日前までにその旨を書面をもってこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 解散

(3) 除名

3 会員が脱退する場合に賦課金の未納その他この会に対する債務がある場合は、脱退までに払込まなければならない。

(除名)

第16条 第12条第2項第3号若しくは第4号の規定による正会員又は准会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき。

(2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの会の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知しなければならない。

## 第4章 経費分担

(経費の賦課)

第17条 この会は、この会の事業に必要な経費に充てるため、会員に経費を賦課する。

2 会員は、前項の賦課金の支払について、相殺をもってこの会に対抗することができない。

3 第1項の賦課金の額、賦課の方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

(賦課金の不変更)

第18条 この会は、会員について前条の賦課金額の算定の基準となった事項に変更があっても、既に賦課した金額についてはこれを変更しない。

2 この会は、既に徴収した賦課金はこれを返還しない。

(過怠金)

第19条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、滞納金額につき年18.25パーセントの割合で過怠金を徴収することができる。

## 第5章 役職員及び顧問

(役員の数)

第20条 この会に、役員として会長1人、副会長2人、理事23人及び監事3人を置く。

2 理事のうち1人を監査委員長とする。

3 前項の監査委員長は、法務、会計又は監査の専門家であって、就任の前5年間、この会、都道府県中央会、組合及びその子会社の役員又は使用人でなかった者でなければならない。

4 会長は、副会長及び理事と協議して、理事のうちより専務理事1人及び常務理事若干人を選任することができる。

(役員の不格事由)

第21条 次に掲げる者は、役員となることができない。

(1) 未成年者

(2) 法人

(3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(4) 農業協同組合法(以下「法」という。)、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 前号に定める罪以外の罪により禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

(役員を選任)

第22条 役員は、総会において代議員の半数以上が出席し、その議決権の2分の1以上の多数の決議によって選任する。

2 前項の決議は、投票によってこれを行う。ただし、総会において別な決議の方法を定め

た場合はその方法による。

(役員推薦会議)

第23条 役員を選任に関する議案を総会に提出するには、次に掲げる者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき議案を作成して提出しなければならない。

- (1) 別表(一)で定める区域ごとに、都道府県中央会の会長のうちから互選された者1人。
- (2) 別表(一)で定める区域ごとに、その区域内の都道府県の区域の全部又は一部を地区とする組合(その区域を超える区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む。)の経営管理委員又は理事であって、この会の代議員であるものうちから互選された者1人。
- (3) 都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合連合会の経営管理委員若しくは理事又は農林中央金庫の経営管理委員であって、この会の代議員であるものうちから互選された者6人。

(会長、副会長、監査委員長及び理事の職務)

第24条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐してこの会の業務を掌理し、あらかじめ会長の定めた順位に従い会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはこの会を代表しその職務を行う。
- 3 監査委員長は、第7条第1項第2号の組合の監査事業について業務を掌理し、この会を代表する。
- 4 理事は、会長及び副会長を補佐してこの会の業務を掌理し、あらかじめ理事会(会長、副会長及び理事で構成する会議をいう。以下同じ。)の決議により定めた順位に従い、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、理事会の定めるところにより業務を処理する。
- 6 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、理事会の定めるところにより業務を処理する。

(監事の職務)

第25条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この会の財産及び業務執行の状況を監査し、その監査の結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、この会の財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告しなければならない。
- 3 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。

(役員 の 責任)

第26条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び監査規程並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 5 会長、副会長又は理事が、次の各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
  - (1) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表の注記、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
  - (2) 虚偽の登記
  - (3) 虚偽の公告
- 6 役員が、前3項の規定により、この会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、これを連帯債務者とする。

(役員 の 任期)

第27条 役員 の 任期は3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、次の各号によって選任される役員 の 任期は、退任した役員 の 残任期間とする。

- (1) 補欠選任
  - (2) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法（以下「旧農協法」という。）第73条の43第1項第4号の規定による解任による選任
  - (3) 旧農協法第95条第2項の規定による改選
  - (4) 旧農協法第96条の規定による決議の取消による選任
- 2 前項ただし書の規定による選任が役員 の 全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する総会の終結の時までとする。
  - 3 役員 の 任期の満了の日がその任期中に終了する最終の事業年度に関する総会の会日以前であるときは、その任期を当該総会の終結の時まで延長することができる。
  - 4 役員 の 数が、その定数を欠くこととなった場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員 の 報酬)

第28条 役員には、総会の決議により報酬を支給することができる。

(顧問及び参与)

第29条 この会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長がこれを委嘱する。

(参事)

第30条 この会に参事を置くことができる。

2 参事の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

3 参事は会長の命を受けて、この会の事務を統括する。

(農業協同組合監査士)

第31条 この会に農業協同組合監査士を置く。

2 農業協同組合監査士の選任及び解任は、監査委員長の提案に基づき、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

3 農業協同組合監査士は、監査規程の定めるところに従い、組合の監査に当たるものとする。

## 第6章 総 会

(総会の構成員)

第32条 この会の総会は、代議員をもって組織する。

2 代議員は、次に掲げる者をもってこれにあてる。

(1) 都道府県中央会の会長

(2) 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とするこの会の正会員たる組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するこの会の正会員を含む。)が、経営管理委員を置く組合にあつては経営管理委員、それ以外の組合にあつては理事のうちから選挙した者

(3) 正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域を超える区域を地区とするものごとに、経営管理委員を置く連合会にあつては経営管理委員会会長又はその指名する経営管理委員1人、それ以外の連合会にあつては代表理事又はその指名する理事1人

(4) 農林中央金庫の経営管理委員会会長又はその指名する経営管理委員1人

3 前項の代議員の定数は、別表(二)の各号に掲げる数の合計数とする。

4 代議員は、各々1個の議決権を有する。

(代議員の選挙及び任期等)

第33条 前条第2項第2号の代議員は、附属書代議員選挙規程の定めるところにより選挙する。

2 前条第2項第2号の代議員の任期は3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙による代議員の任期は、退任した代議員の残任期間とする。

3 前条第2項第2号の代議員が経営管理委員又は理事の退任その他の事由により代議員たる資格を失ったときは、当該代議員を出していた組合は、遅滞なくこの会に届け出なけ



ればならない。

- 4 前条第2項第3号又は第4号の代議員を変更するときは、当該代議員を出していた会員は、遅滞なくこの会に届け出なければならない。
- 5 代議員は、その資格、住所及び氏名を代議員名簿に記載するものとする。

#### (総会の招集)

第34条 会長は、毎事業年度1回2月又は3月に通常総会を招集する。

- 2 会長は、次の場合に臨時総会を招集する。
  - (1) 第46条の規定による総会を招集する旨の決定があったとき。
  - (2) 代議員がその総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したとき。
- 3 会長は、前項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に、総会を招集しなければならない。
- 4 監事は、次の場合に総会を招集する。
  - (1) 会長の職務を行う者がいないとき。
  - (2) 会長の職務を行う者が第2項第2号の請求があった場合において正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき。
  - (3) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合においてこれを総会に報告するため必要と認めるとき。

#### (総会の招集手続)

第35条 総会を招集する場合には、会長は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 総会の目的である事項があるときは、その事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、農林水産省令に定める事項
- 2 総会を招集するには、会長は、その総会の日の10日前までに、代議員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、第36条第2号の組織変更を決議する総会を招集する場合にあっては、会長は、その総会の日の2週間前までに組織変更計画の要領を記載し、正会員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。
  - 4 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、代議員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び代議員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

#### (総会の決議事項)

第36条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び組織変更
- (3) 会員の除名

- (4) 役員解任
- (5) 旧農協法第73条の23第2項の規定による基本方針の設定及び変更
- (6) 監査規程及び基本財産管理規程の設定又は変更
- (7) この会の事業運営に関する中長期計画の設定及び変更
- (8) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (9) 経費の賦課及び徴収の方法
- (10) 借入金の最高限度
- (11) 事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表の注記、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書

(総会の定足数)

- 第37条 総会は、代議員総数の半数以上が出席しなければ、議事を開き決議することができない。この場合において、第42条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 2 前項に規定する代議員の出席がないときは、会長又は監事は、当該総会の日から30日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き決議することができる。

(緊急議案)

- 第38条 総会では、第35条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第36条第1号から第4号までに掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の決議方法及び議長)

- 第39条 総会の議事は、出席した代議員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の議事に特別の利害関係を有する代議員は、その議決に加わることができない。
- 3 議長は、総会において総会に出席した代議員の中から代議員がこれを選任する。
- 4 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

- 第40条 第36条第1号から第4号までに掲げる事項は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

(総会の続行又は延期)

- 第41条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。
- 2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第35条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による決議)

- 第42条 代議員は、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代

理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする代議員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（会長が別に定めたときはその日時）までにこの会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により代議員が議決権を行わせようとする代理人は、他の代議員でなければならない。ただし、第32条第2項第1号に掲げる代議員は、当該代議員の属する都道府県中央会の副会長又は理事を代理人とすることができる。
- 4 代理人は、1会員に限りその代理をすることができる。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

（会員の意見の陳述）

第43条 会員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

（総会の議事録）

第44条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録を作成した会長、副会長又は理事の氏名
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令に定める事項

## 第7章 理事会

（理事会の招集）

第45条 理事会は、会長が招集する。

- 2 各理事は、理事の過半数の同意を得て、その会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集するものとする。
- 4 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、副会長、理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 5 理事会は、副会長、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（理事会の決議事項）

第46条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。ただし、緊急を要する場合には、

会長は副会長の同意を得てこれを決することができる。この場合において、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

- (1) 業務を運営するための方針の決定に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 1件当たり1億円以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
- (4) 業務の執行及び会計について必要な規程の設定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 旧農協法第73条22第3項の規定による模範定款例の設定又は変更に関する事項
- (6) 旧農協法第95条の4の規定による行政庁に対する意見に関する事項
- (7) 行政庁による検査及び監事による監査の結果に関する事項
- (8) 前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

(理事会の報告事項)

第47条 会長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- (1) 会員の加入及び脱退の状況
- (2) この会の事業(組合の監査事業を除く。)の実施状況
- (3) 理事会の決定事項の処理状況
- (4) 内部監査の結果
- (5) 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

2 監査委員長は、組合の監査事業の実施状況を定期的に理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議方法及び議長)

第48条 理事会の議事は、会長、副会長、理事の過半数が出席し、出席した会長、副会長、理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 会長は、理事会の議長となる。
- 3 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した副会長、理事及び監事がこれに署名又は記名押印するものとする。
- 4 前項の議事録を電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として電子署名を行うものとする。
- 5 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 議事の経過の要領及び結果
  - (3) 理事会に出席した役員の氏名
  - (4) 理事会の議長の氏名

## 第8章 会 計

(事業年度)

第49条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基本財産)

第50条 この会は、基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の造成、管理及び処分に関しては、基本財産管理規程の定めるところによる。

(余裕金の運用)

第51条 この会の余裕金は、農林中央金庫に預け入れるものとする。ただし、必要がある場合には、事業年度ごとに総会の決議を経て、法第10条第1項第3号の事業を行う組合又は銀行へ預け入れることができる。

(残余金の翌年度への繰入)

第52条 収入金の使用残余は、これを翌年度に繰り入れるものとする。

## 第9章 総合審議会

(設置)

第53条 この会に総合審議会を置く。

(会長による意見の徴求)

第54条 会長は、会員の連絡提携を緊密にし、その事業の円滑な運営を期するため、必要と認める事項について総合審議会の意見を求めるものとする。

(総合審議会の委員)

第55条 総合審議会の委員は、30人以内とし、この会の会員を代表する者及びこの会の役員のうちから、会長が委嘱する。

2 会長が必要と認めたときは、前項による委員のほか、特別委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営細則)

第56条 総合審議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

## 第10章 教育審議会

(設置)

第57条 この会に教育審議会を置く。

(会長による意見の徴求)

第58条 会長は、第7条第1項第3号の事業の円滑な運営を期するため、必要と認める事項について教育審議会の意見を求めるものとする。

(教育審議会の委員)

第59条 教育審議会の委員は、30人以内とし、この会の会員を代表する者及びこの会の役員のうちから、会長が委嘱する。

2 会長が必要と認めるときは、前項による委員のほか、特別委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営細則)

第60条 教育審議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

## 第11章 雑 則

(残余財産の処分)

第61条 この会の財産については、この会の解散のときでなければ会員に分配することができないものとし、その処分の方法は総会でこれを定める。

附 則 (平成14年3月7日)

この定款は、農林水産大臣 の認可を受けた日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日)

この定款変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第36条に係る変更は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年8月10日)

1 この定款変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から効力を生じる。

2 前項の規定にかかわらず、別表(二)に定める代議員の定数は、現に存在する代議員の任期満了によって新たに就任すべき代議員の選挙から適用する。

3 第20条の変更後、増員される理事については農林水産大臣の認可を受けた日に就任し、この理事にかかる任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、定款変更認可の際に現に存在する理事の任期満了時までとする。

附 則 (平成19年3月8日)

1 この定款変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から効力を生じる。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の第21条第1項第4号の規定は、平成18年5月1日に現に役員である者が平成18年5月1日前に犯した民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪により刑に処せられた場合におけるその者の平成18年5月1日以後の役員としての継続する在任については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、変更後の第35条第1項第3号、第3項並びに第42条第2項及び第44条の規定は、平成19年4月1日以降に招集の手續が開始された総会から適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、変更後の第48条第4項、第5項の規定は、平成19年4月1日以降に招集の手續が開始された理事会から適用する。

附 則 (平成20年3月7日)

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第 21 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月 5 日）

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 変更後の第 26 条第 5 項および第 36 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る書類から適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 8 月 8 日）

- 1 この定款変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表（二）に定める代議員の定数は、現に存在する代議員の任期満了によって新たに就任すべき代議員の選挙から適用する。

附 則（平成28年 3 月 4 日）

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

別 表 (一)

第1区 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

第2区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

第3区 新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

第4区 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

第5区 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

第6区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別 表 (二)

1 都道府県中央会の数

2 都道府県中央会が設立されている都道府県について、次の掲げる都道府県ごとの数

北海道7、青森県4、岩手県4、宮城県5、秋田県4、山形県4、福島県5、茨城県6、  
栃木県4、群馬県4、埼玉県5、千葉県6、東京都2、神奈川県3、山梨県3、長野県7、  
新潟県7、富山県3、石川県3、福井県2、岐阜県5、静岡県 5、愛知県6、三重県4、  
滋賀県3、京都府3、大阪府3、兵庫県7、奈良県2、和歌山県3、鳥取県2、島根県3、  
岡山県5、広島県6、山口県4、徳島県3、香川県3、愛媛県 4、高知県3、福岡県5、  
佐賀県3、長崎県3、熊本県5、大分県4、宮崎県3、鹿児島県5、沖縄県3

3 都道府県の区域を超える区域を地区とする正会員たる農業協同組合連合会の数

4 農林中央金庫 1